

2021年2月3日

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症による緊急事態措置の実施期間
延長に対する弊社の方針について（第10報）

お客様各位

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、2月2日（火）に菅義偉総理大臣より新型コロナウイルス対策による緊急事態措置の実施期間の延長が発出されました。10都府県を対象として、不要不急の**外出自粛要請（20時以降の外出自粛の徹底）**、テレワークによる**出勤者数の7割削減の継続**が求められています。

弊社では、この度の緊急事態宣言延長を受けまして、テレワークを中心とした在宅勤務実施期間を延長させていただくことといたしました。

お客様にはご不便やご迷惑をおかけすることになり大変恐縮に存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【実施内容】

- ・業務形態：原則として自宅での業務（テレワーク）
- ・実施期間：令和3年3月7日（日）まで

※上記期間内のお問い合わせにつきましては、メールにてお願い申し上げます。

なお、緊急事態宣言の再延長や解除等により、適宜業務の変更を行います。ご了承のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

株式会社 春恒社
代表取締役社長 中山五男